

住居確保給付金のご案内

【離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ】

男鹿市市民福祉部福祉課

保護班生活相談窓口：0185-24-9108

1 住居確保給付金とは

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

※令和2年4月30日に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特例として当面の間、求職活動要件が緩和されています。

2 住居確保給付金を受給するための要件

申請時に次の1～8のすべてに該当する方が対象者となります。

- 1 離職等により経済的に困窮し住居を失った、または住居を失うおそれのある方。
※対象の住宅は建物賃貸借契約をしている賃貸住宅です。
- 2 申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること、就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況である。
- 3 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していた方。（その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- 4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（「同一の世帯に属する者」同一の世帯に居住し、生計を一にする者）の収入の合計が、「収入基準額」以下であること。 ※別表1
- 5 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び現金の合計額が、基準額以下であること。 ※別表2
- 6 誠実かつ熱心に求職活動を行う。
- 7 国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
- 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

1から8までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式）】の内容について誓約及び同意すること。

3 支給期間・支給方法・支給額

《支給期間》

原則3か月

就職活動を誠実に実施している方で、支給要件に該当している場合は支給期間について、3か月を限度に2回まで延長・再延長することが可能です。

※ 滞納分は給付の対象にはなりません。

《支給方法》

市が、住宅の貸主等の口座に直接振り込みます。

《支給額》

基準額以上の収入がある場合は、家賃が一部支給になります。

管理費・共益費は含まれません。

新規に住宅を賃借する方（住居を喪失している方）の入居する住宅は、家賃上限額までの物件に限ります。

《基準額》

別表1

【収入・家賃】

世帯員数	収入基準額		収入基準額
	基準額	+ 申請者家賃(上額)	
1人	基準額(78,000 円)	+ 家賃額 35,000円	113,000円
2人	〃 (115,000 円)	+ 家賃額 42,000円	157,000円
3人	〃 (140,000 円)	+ 家賃額 46,000円	186,000円
4人	〃 (175,000 円)	+ 家賃額 46,000円	221,000円
5人	〃 (209,000 円)	+ 家賃額 46,000円	255,000円
6人	〃 (242,000 円)	+ 家賃額 49,000円	291,000円
7人	〃 (275,000 円)	+ 家賃額 55,000円	330,000円

別表2

【資産】

世帯員	資産基準額
1人	468,000 円以下
2人	690,000 円以下
3人	840,000 円以下
4人以上	1,000,000 円以下

4 住居確保給付金の中止等

《受給者の義務》

生活困窮相談員の策定するプランに基づいた求職活動が必要です。
毎月4回以上の福祉課生活困窮担当の支援員等による面接を受けること。
毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談すること。
原則週1回以上の求人先への応募・面接を行うこと。
上記活動を怠る場合は、支給を中止します。

《収入の増加》

受給中に常用就職又は収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。
また、その報告を怠った場合には支給を中止することがあります。

《その他》

住宅を退去した者については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
受給者が禁固刑以上の刑に処された場合、又は受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合。
受給者が生活保護費を受給した場合。

5 その他

《支給方法》

市が、住宅の貸主等の口座に直接振り込みます。

《支給額》

基準額以上の収入がある場合は、家賃が一部支給になります。
管理費・共益費は含まれません。
新規に住宅を賃借する方（住居を喪失している方）の入居する住宅は、家賃上限額までの物件に限ります。

6 相談・申請の窓口

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市市民福祉部 福祉課 保護班生活相談窓口

TEL：0185-24-9108

受付時間：8：30～17：15（土、日、祝日は受付不可）